

福岡県公報

平成24年1月23日
第3353号

目次

告示(第84号-第89号)

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 1
- 漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等 (漁業管理課) …………… 1
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 2
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) …………… 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) …………… 4
- 地域森林計画の公表 (森林保全課) …………… 4
- 地域森林計画の変更の公表 (森林保全課) …………… 4
- 福岡県特定鳥獣保護管理計画の策定に関する公聴会 (自然環境課) …………… 5

告示

福岡県告示第84号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年1月23日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ダイレックス小郡店
 - 所在地 福岡県小郡市小郡中尾694-1
- 法第8条第1項の規定に基づき述べられた意見の概要
 - 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
 - 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
 - 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
排出される資源ごみはできるだけリサイクルして、廃棄物の減量に努めること。
 - 防災・防犯対策への協力
意見なし
 - 騒音の発生に係る事項
室外機、荷さばき作業、駐車場の騒音に留意し、苦情が発生した場合は誠実に対処すること。その他、近隣住民により環境公害に関する苦情が発生した場合にも迅速に対処すること。
 - 廃棄物に係る事項等
排出される一般廃棄物は、事業系廃棄物として引き続き適正な処理を行うこと。
 - 街並みづくり等への配慮等
意見なし

福岡県告示第85号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成24年1月23日

福岡県知事 小川 洋

- (1) 公示番号 豊区第204号の2
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 北九州市門司区大字浦中地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第5号 北九州市門司区恒見新門司一期埋立護岸の南西角に設定した標識

- (イ) 基点第5号から真方位309度26分 345メートルの点
 (ロ) 基点第5号から真方位315度30分 322メートルの点
 (ハ) 基点第5号から真方位310度00分 291メートルの点
 (ニ) 基点第5号から真方位302度30分 317メートルの点
 (3) 地元地区 北九州市門司区大字恒見
 (4) 存続期間 平成24年5月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成24年2月23日から同年3月23日まで
 (6) 免許予定日 平成24年5月1日

2

- (1) 公示番号 豊区第222号
 (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 北九州市門司区大字井の浦地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第5号 北九州市門司区恒見新門司一期埋立護岸の南西角に設定した標識

- (イ) 基点第5号から真方位227度42分 745メートルの点

- (ロ) 基点第5号から真方位223度52分 732メートルの点
 (ハ) 基点第5号から真方位224度35分 839メートルの点
 (ニ) 基点第5号から真方位228度20分 846メートルの点

- (3) 地元地区 北九州市門司区大字恒見
 (4) 存続期間 平成24年5月1日から平成25年8月31日まで
 (5) 申請期間 平成24年2月23日から同年3月23日まで
 (6) 免許予定日 平成24年5月1日

福岡県告示第86号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年1月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
 平成24年1月6日
 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
 NPO法人 陽の樹
 (2) 代表者の氏名
 栗山 明子
 (3) 主たる事務所の所在地
 福岡県朝倉郡筑前町新町112番地新町団地A棟205号
 (4) 定款に記載された目的

この法人は、介護保険法に基づく通所介護事業及び介護予防通所介護事業を行い、高齢者に対し必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行い、高齢者の心身機能の維持及び社会的孤立感の解消を図り、人と人とがお互いの個性を尊重し合う社会に寄与し、また高齢者のご家族の身体的、精神的負担軽減を図れるよう支援することを目的とする。

福岡県告示第87号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年1月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
京介130	谷クリニック	京都郡苅田町京町1丁目11-5（マキシム苅田2階）	23・12・1	居管・予居管
田介歯84	サミック歯科クリニック	田川市大字伊田3439-1	23・12・9	居管・予居管
行介薬68	そうごう薬局在宅調剤センター行橋店	行橋市西宮市1丁目8-13（RestFeeling Buil101）	24・1・1	居管
糸島地生介老5	介護老人保健施設おおた	糸島市浦志2丁目21-21	23・12・1	老保
宰居57	訪問介護サービス金時	太宰府市石坂1丁目1-23	23・11・25	訪介・予訪介
大居208	通所介護きらめき	大牟田市新栄町12-2	23・12・1	通介・予通介
大居209	つぐみケアステーション	大牟田市萩尾町2丁目233-2	24・1・1	訪介・予訪介
飯居287	ヘルパーステーションきずな	飯塚市綱分689-19	24・1・1	訪介・予訪介
田支63	ケアプランセンター和	田川市大字川宮1627-7	24・1・1	居支
嘉麻居91	デイサービス宇宙船	嘉麻市下白井1186-2	23・12・20	通介・予通介
朝倉支24	杷木ケアプランサービス	朝倉市杷木古賀1842-5	23・12・1	居支

筑紫居61	グループホームあんしん	筑紫野市紫2丁目10-23	23・12・1	認共・予認共
粕居103	グループホームしんぐう	糟屋郡新宮町下府1丁目4-12	23・12・1	認共・予認共
朝倉介53	杷木クリニック杷木通所リハビリサービス	朝倉市杷木古賀1842-5	23・12・1	訪看・訪リ・通リ・居管・予訪看・予訪リ・予通リ・予居管
八生介老2	介護老人保健施設舞風台	八女郡広川町大字水原1498	23・11・1	通リ・短療・老保・予通リ・予短療

福岡県告示第88号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年1月23日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
朝倉介53	杷木クリニック	杷木クリニック杷木通所リハビリサービス	朝倉市杷木古賀1842-5	23・12・1
行居57	有限会社MATSUURA	介護用品まつうら	行橋市大字道場寺1501-7	23・3・1
嘉介福2	小規模特別養護老人ホーム 第二白藤の苑	特別養護老人ホーム 第二白藤の苑	嘉穂郡桂川町大字吉隈マベ田13-96	22・9・16

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
田居156	ひな訪問看護ステーション	田川市寿町1-9	田川市大字伊田1126-6	23・11・1
宰居23	グループホームはなみずき	太宰府市水城6丁目717-11	太宰府市水城6丁目15-28	16・10・1

福岡県告示第89号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年1月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
田生介83	サミック歯科クリニック	田川市大字伊田3439番地1	23・12・8
筑紫居20	グループホームあんしん	筑紫野市紫2丁目10-23	23・11・30
朝倉支14	杷木ケアプランサービス	朝倉市杷木古賀1842-5	23・11・30
朝倉居23	杷木通所リハビリサービス	朝倉市杷木古賀1842-5	23・11・30

公 告

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、平成23年12月28日付けて地域森林計画を立てたので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成24年1月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 森林計画区の名称
遠賀川森林計画区（北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の各一円）
- 2 縦覧場所
福岡県農林水産部森林保全課、福岡県八幡農林事務所、福岡県飯塚農林事務所及び福岡県行橋農林事務所
- 3 縦覧期間
平成24年1月23日から
- 4 森林法第6条第2項の規定により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理結果
意見なし

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成23年12月28日付けて地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成24年1月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 森林計画区の名称
 - (1) 筑後・矢部川森林計画区（大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潞郡及び八女郡の各一円）
 - (2) 福岡森林計画区（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、筑紫郡及び糟屋郡の各一円）
- 2 縦覧場所
 - (1) 筑後・矢部川地域森林計画の変更計画
福岡県農林水産部森林保全課、福岡県朝倉農林事務所及び福岡県筑後農林事務所
 - (2) 福岡地域森林計画の変更計画

福岡県農林水産部森林保全課及び福岡県福岡農林事務所

3 縦覧期間

平成24年1月23日から

4 森林法第6条第2項の規定により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理結果

意見なし

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第5項の規定に基づき、福岡県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画（第4期）及び福岡県特定鳥獣（シカ）保護管理計画（第4期）の策定に関する公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年福岡県規則第23号）第2条第1項の規定により次のように公示する。

平成24年1月23日

福岡県知事 小川 洋

日時	場所	案件	公聴会に関する問合せ先
平成24年2月13日 13時30分から	福岡県吉塚合同庁舎 特4会議室 福岡市博多区吉塚本 町13-50	福岡県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画（第4期）及び福岡県特定鳥獣（シカ）保護管理計画（第4期）の策定について	福岡県環境部自然環境課 （電話092-643-3367）